



令和7年4月

## 日比谷しまね館への出品申請の手引き

### 1. はじめに

この手引きは、「日比谷しまね館出品要領」に定めているもののほか、その運用方針や手続き等について記載しています。

日比谷しまね館へ島根県産品の出品を希望する事業者の方は、本手引きを確認のうえ、出品申請の手続きを行ってください。

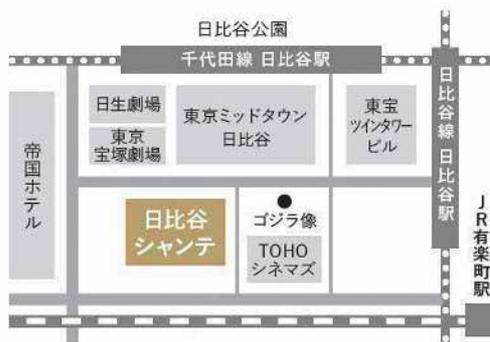
### 2. 日比谷しまね館について

#### (1)コンセプト

島根とのご縁を結ぶ場所として、県産品の展示・販売、暮らしや観光の情報発信により島根の今が体感できる空間とするとともに、イベントや体験の実施などを通じて島根ファンの増加や関係人口の拡大に繋げていくことを目的としています。

#### (2)所在地

東京都千代田区有楽町1丁目2-2 日比谷シャンテ地下1階



#### (3)営業時間

11:00 ~ 20:00 (日比谷シャンテの営業時間に合わせる)

※休館日は、日比谷シャンテの休館日に合わせる

#### (4)運営事業者

株式会社バルーフ (HP: <https://www.brf.co.jp/>)

### 3. 出品資格者

- (1) 島根県内に主たる事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体  
※主たる事務所又は事業所とは、本社又は当該事業者の製造拠点を意味する
- (2) その他、1に掲げる商品を出品しようとする者で日比谷しまね館長が認める者

### 4. 出品対象商品

- (1) 次の項目全てを満たす商品であること。
- ① 島根県産品であること  
島根県産品とは  
ア. 県内で生産又は採取された産品  
イ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品  
ウ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品  
エ. 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
- ② 食品の場合は、食品衛生法、食品表示法、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの。
- (2) その他、日比谷しまね館長が認めるもの。

### 5. 商品の陳列方法及び出品申請の方法

陳列方法： 食品、非食品共に商品陳列棚に陳列し、POP 等により商品紹介をします。

出品申請：

- (1) 食品

	新商品エントリー	チャレンジエントリー(テスト販売)
目的	通常の新商品提案	新商品について、しまね館のお客様や販売員の反応が知りたい
受付方法	メール ( <a href="mailto:info+new@shimanekan.jp">info+new@shimanekan.jp</a> ) にて随時受付 ※対面で商談をご希望の場合は、上記アドレスにご連絡ください  夏と冬に島根県内での商談会も予定しております	メール ( <a href="mailto:info+new@shimanekan.jp">info+new@shimanekan.jp</a> ) にて随時受付 1か月に5商品まで(原則先着順) ※ただし、食品表示で不備があった場合は修正が必要
提出書類	① 「日比谷しまね館出品申請書」 ② FCPシート ③ 商品サンプル	① 「チャレンジエントリー申込書」 ② 商品仕様書 ③ 見積書 ④ 各種根拠資料(産地証明など) ⑤ 商品サンプル

陳列期間	特に定めなし ただし、毎月売れ行きやお客様の評価、売り場の状況によって品揃えの見直しを行います	2週間 販売結果をもって、販売を継続するか検討させていただきます
そのほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出品商品の条件を満たしていれば参加可能</li> <li>・フィードバック対応なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで日比谷しまね館で販売したことがない商品であること</li> <li>・<b>テスト販売期間中、1日以上店頭で試食販売に参加できることが望ましい</b></li> <li>※日程や時間帯は調整可能</li> <li>※旅費や試食用商品は事業者様の負担</li> <li>・一度の申し込みは<b>1社2品まで、年2回まで</b>参加可能(改良した商品含む)</li> <li>・専門家から食品表示アドバイスあり</li> <li>・フィードバックレポートあり</li> </ul>

## (2) 非食品

新商品エントリー	
受付方法	<p>メール(<a href="mailto:info+new@shimanekan.jp">info+new@shimanekan.jp</a>)にて随時受付</p> <p>※対面で商談をご希望の場合は、上記アドレスにご連絡ください</p> <p>夏と冬に島根県内での商談会も予定しております</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「日比谷しまね館出品申請書」</li> <li>② 商品カタログや資料</li> <li>③ 商品サンプルまたは画像</li> </ul>
陳列期間	特に定めなし ただし、毎月売れ行きやお客様の評価、売り場の状況によって品揃えの見直しを行います

## 6. 販売及び代金の精算

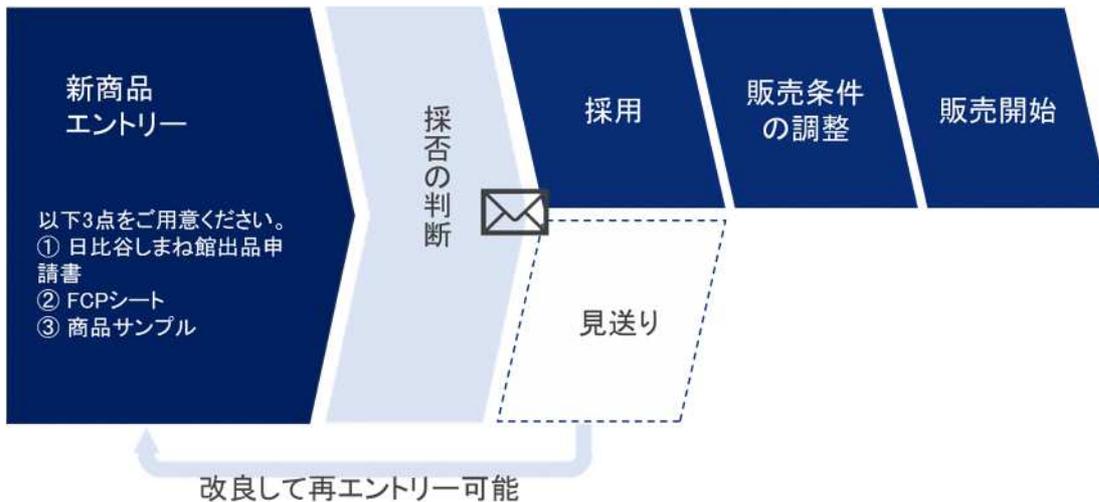
	種別	取引形態	販売手数料・精算方法
物販商品	食品	買取	販売形態により異なります。 個別に運営事業者との協議により決定

	酒類	買取	します
	雑貨・工芸品(非食品)	原則消化仕入れ	
	チャレンジエントリー (食品のテスト販売)	原則消化仕入れ	
飲食	食材	買取	
	ご縁ステージ	原則消化仕入れ (定番商品は買取)	

## 7. 出品申請から商品取り扱いまでの流れ

### (1) 新商品エントリー(食品・非食品)

毎月月末にエントリーを締め切り、翌月中旬に商品選定会議を開催し、採否を決定します。  
結果は翌月末までにご連絡いたします。



### (2) チャレンジエントリー(テスト販売、食品のみ)

毎月原則先着順で5品まで受け付けます(1社2品まで)。



2週間のテスト販売後しまね館店頭での継続販売の採否を行います。年度末の首都圏バイヤー向け商談会へは全ての商品が可能です。

## 8. 選定基準等

県および運営事業者において、以下の項目について総合的に選定します。

- 出品条件を満たしているか
- 商品が島根県の特徴や価値を効果的に伝えているか
- 日比谷しまね館のお客様のニーズにマッチするか
- 法令や規定に基づいた正確な食品表示が行われているか
- ロット数や価格設定が現実的に販売可能であるか
- 店舗の売り場スペースや現状に適しているか

## 9. 様式等のダウンロード

申請に必要な様式、本手引きについては、県ホームページに掲載しています。

島根県しまねブランド推進課ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

## 10. しまね食品バイヤーズカタログとの連動

商品提案会で採用された商品については、しまねブランド推進課が運営する「しまね食品バイヤーズカタログ」(商品登録した県内メーカーと、会員登録をしている全国のバイヤーを繋ぐ、県産品の販路拡大を目的としたWEBサイト)への商品情報の掲載をお願いします。

※掲載にかかる手続きについては、商品採択結果が出たのち、事業者様に別途ご案内します。

## 11. 問い合わせ先

【商品提案、日比谷しまね館の物販運営について】

- 日比谷しまね館(運営事業者:株式会社ベルーフ)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-2-2 日比谷シャンテ地下1階 日比谷しまね館

TEL:03-6457-9404/FAX:03-6457-9405

E-mail: [info@shimanekan.jp](mailto:info@shimanekan.jp)

【日比谷しまね館に関するその他の事項について】

○島根県

しまねブランド推進課 物産振興推進スタッフ 担当:福井・岡田

TEL:0852-22-5646/FAX:0852-22-6859

E-mail:[brand@pref.shimane.lg.jp](mailto:brand@pref.shimane.lg.jp)